介護保険法による介護予防サービス事業者の指定..

介護保険法による居宅サービス事業者の指定......

保高

:

正する訓令...... 青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改

示

訓

令

目

次

公

同法第十条第二項の規定による公告.....

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

青森県地域防災計画修正の要旨......

(対策課)

(商工政策課) ... ]]

大規模小売店舗の変更の届出...

第三千六百七十二号

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令......

(総

務

課)

議

숲

平成二十五年(金曜日)

訓

青森県訓令甲第二号

庁

中

般

各

出

先

機

関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように

定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

七号)の一部を次のように改正する。 青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程 (昭和三十八年四月青森県訓令甲第

(水産振興課) ...

産

課 :

整漁

路

課 :

として次のように加える。 第二号様式の記中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に3

(1) 更新の有無

任用期間の更新に関する事項

漁船保険付保義務の発生.....

県下

道路の供用の開始...... 道路の区域の変更...... 漁港の指定内容の変更...... 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正..... 家畜伝染病の発生...... 臨時の職業訓練の施行......

更新の判断基準

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

示

事指定介

護 · 学 防

サ Ī ビ 者ス

氏名

所在地又は住所主たる事務所の

名

称 所

在

地

-サー 種 類 ス 防

称又 名は

(2)

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

協人社会 高福祉 祖法	人柏 友会 福 祉法	合同会社結	氏名 称 又は	指定居宅サー
地九八 字犬落瀬字前谷 上北郡六戸町大	の一本田若宮二五五つがる市柏桑野	一内五丁目二〇の 弘前市大字小比	所在地又は住所主たる事務所の	ービス事業者
訪問介護	通所介護	通所介護		ス宅 Dサ
ふるさと ヘルパース	おのえ荘 アイサービ	スよし ビ	名称	事宅サービ
地九八 字犬落瀬字前谷 上北郡六戸町大	平川市猿賀池上	一 内五丁目二〇の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	所 在 地	業事業を行う
"	"	<b>亖平</b> 成 □ 一	年月日	指定

青森県告示第二百五十八号

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、 次

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

行 う 事 デ ビス 事業 た 所を 年指 月 日定

青森県告示第二百五十九号

業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。 例第三十九号) 第二条の二第一項の規定により、平成二十五年度に開始する臨時の職 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例 (昭和三十九年四月青森県条

						等技術専門校青森県立青森高	開発校の名称にいる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
					其記	別訓普 果練通 呈・職 短業	訓の職 練種業 課類訓 程・練
				者を引 受抗 け打 た	を推示の 爰薦、受 旨又受詞 示は講打	D安公 受定共 講所職 旨長業	対 象 者
助科医師事務作業補	OAビジネス科	OA販売実務科	IT簿記経理科	ITビジネス活	FP簿記養成科	ター科ペレー	練科
三月	三月	三月	三月	四月	六月	三月	期訓間練
×二 三 回人	×二 回人	×二 三 回人	×二 三 回人	×二 三 回人	×二 回人	×二 三 回人	定数
							料授業

青森県知事	
Ξ	
村	
申	
吾	

平成二十五年三月二十九日

協人社会 通福祉 祖法	人柏 友会福 社会 会 法	合同会社結
地九八 字犬落瀬字前谷 上北郡六戸町大	の一木田若宮二五五つがる市柏桑野	一内五丁目二〇の 弘前市大字小比
訪 問 う 護 う 護 う し う し う し う し う し う う う う う う	通介 所 介 護 防 護	通介 所護 介護 護防
ふテー ション と ン ス	おのえ エ スセンター ビ	スよし ビ
地九八 字犬落瀬字前谷 上北郡六戸町大	平川市猿賀池上	一 内五丁目二〇の の の の
"	"	<b>臺平</b> •成 □

等技術専門校 青森県立弘前高

<b>科護実務者研修</b>	実践科 (中級者)	簿記会計科	事務作業補助科医療事務・医師	科・ドビジネス	O A 事務科	務科 宅建FP管理業	練水人セット型訓	ター科DS Webクリエイ	DSビジネス科	OA販売実務科	簿記企業会計科	成科をスキル養	科・トショップ	総合IT科	研修科 介護職員初任者	医療事務科
六 月	五月	五月	三月	三月	三月	六月	三か一 月ら月	四月	四月	四 月	六月	六月	三月	六月	三月	三月
×二 三〇 回人	二0人	<u>-</u> O	_ _ _ _	×二 三 回人	×二二 二〇五 回人人	×二 ○ 回人	= 0	×二 回人	二0人	_ O X	×二 三 回人	×二 回人	×二 回人	×二 三 回人	×二 三 回人	×二 回人

OA販売実務科	DAビジネス科	介護事務科	ル養成科	調剤薬局事務科	用料 エTビジネス活	柱宅リフォーム	任者研修科 IT活用介護初	レータ養成科	医療事務科	科 e b デザイン	宅建FP養成科	科 介護初任者研修	P養成科 F	科DTPデザイン	(園芸) 科	OAビジネス科
四月	四月	三月	四月	三月	四月	三月	三月	三月	三月	三月	五月	三月	四月	三月	六月	三月
	×二 二 回人	<u>-</u> O X	三〇人	<u>-</u> O X	三	五人	三	三	×二 回人	×二 二〇 回人		二三×二 〇〇二五 人人回人	二 〇 人	三 入	三	×二 四〇 回人

等青 技森 術県 専立 門む 校つ 高
---------------------------------------

IT応用科	練水人セット型訓	簿記経理科DS	医療事務科DS	科DS	科電気工事士養成	販売士養成科	<b>介護実務者研修</b>	<b>科</b> 介護初任者研修	事務作業補助科医療事務・医師	基礎科・第記	コンピュー 夕科医療事務・医事	ネス基礎科 パソコン・ビジ	ソコン実践科	科ビジネスワーク	練水人セット型訓	ター科DS インリエイ
三月	三か一 月ら月	四月	四月	四月	四月	三月	六月	三月	三月	三月	三月	三月	六月	六月	三か一 月ら月	四月
×一 二五 回人	=04	三	三	= 0	三 〇 人	二〇人	= 0	×二 七〇 回人	<u>=</u>	×二 三〇 回人	×二 二〇 回人	×二 八〇 回人	三	<u>×</u> 二 回人	<u>-</u> 0	_ ○ 人

等青 技術県 中門校 高 門校高	等技術専門校 等技術専門校 高 等技術専門校 高	科学院立八戸工	職業訓練校 訓練校 害者	等技術 東門校 高	
------------------------------	--------------------------------------	---------	--------------------	-----------------	--

知に及 識関で をする 習るれ	ゾな業	る職っ害定っ 者して者する て、でるに い在あ障却	- 第す進雇障 号二る等用害 こ条法にの者 見第律関促の			が進雇障 る等用害 まにの者 津関促の								
電気工事科	電気工事科	オフィス基礎科	オフィス基礎科	練コース	期訓練コース特別支援学校早	練コース実践能力習得訓	DS パソコン基礎科	期訓練コース特別支援学校早	練コース実践能力習得訓	期訓練コース特別支援学校早	練コース実践能力習得訓	・歯科)科 医療事務 (医科	経理OA科	医療事務科
時二間一	時一 間二	時三 間九	時三 間九	三か一月ら月	月	三か一月ら月	三月	月	三か一月ら月	月	三か一月ら月	三月	三月	三月
×- 二〇 回人	= 0	七人	Λ Λ	四人	三人	八人	- Q	兲	八人	三人	八人	= 0	×一 二五 回人	<u>-</u>
百千 円九	千円													

科青 学森 院県 立 八 門弘

い在でと得 る職ってる 者 て 者 て 者

配管科	配管科	機械加工科	機械加工科	木造建築科	木造建築科	配管科	配管科	配管科	配管科	自動車整備科	造園科	造園科	OA事務科	土木施工科	電気工事科	電気工事科
時一 間八	時一 間五	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間二	時一 間二	時一 間八	時三 間〇	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間八	時一 間五	時二 間四
	_ <u>=</u>	- 0人	<u>-</u>	= 0	= 0	- 0人	- 0人	- O X	_ _ _	- 0人	= 0	<u>-</u>	二〇人	<u>-</u> 0	×二 二五 回人	三〇人
百千円六	百千円三	百千円三	千円	百千円三	千円	千円	百千円六	円八二 百千	百千円三	千円	百千円三	千円	百千円三	百千 円六	百千円三	円二二 百千

青森県告示第二百六十号

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第十三条第一項の規定により

平成二十五年三月二十九日

病 の 種 類 発

種家 畜 類の

患患 畜畜

の<sub>疑</sub> 別似

頭数

発生の場所又は区域

年発

月 日生

ヨー ネ病

#

患

畜

上北郡七戸町

**亖平** 亭 亖

青森県知事 Ξ 村 申

吾

科学院工八戸工		等技術専門校青森県立弘前高		等技術専門校青森県立青森高				等技術専門校青森県立むつ高			
戸工		校前高		校森高				校つ 高			
			道 記 利	通訓普 果練通 呈・職 普業							
		者を対 受抗 けれ たえ	を推示の 暖薦、受 旨又受詞 示は講打	D安公 受定共 購 長業							
科 介護福祉士養成	保育科	介護福祉専攻生活福祉学科/	保育士養成科	科 介護福祉士養成	木造建築科	配管科	配管科	配管科	OA事務科	科カトロニクス	配管科
<u>二</u> 年	二年	三年	二年	二年	時一 間五	時二 間一	時一 間五	時一 間四	時 間 二	時一 間二	時一 間二
== OO XX	六人	四〇人	×二 回人	五〇人人	- 0人	- 0人	- 0人	×一 四〇 回人	<b>一</b> 〇人	<b>一</b> 〇人	二0人
					百千 円三	百千 円九	百千 円三	百千円二	千円	千円	千円

名称

平

-館漁

種類

兀

区域 所在地

> 東津軽郡外ヶ浜 一種漁港 港

## 青森県告示第二百六十一号

定 昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号 の 一部を次のように改正する。 (漁業災害補償法による加入区 页

設

平成二十五年三月二十九日

青森県知

事

Ξ

村

由

吾

一の表奥戸区域の項を次のように改める。

奥戸区域 業協同組合の地区

3

2 1

あって、乙の地区の者が行う漁業総トン数十トン未満の漁船により行う漁で甲の地区の者が行う漁業 あって、2及び3に掲げる漁業以外の漁業であっ

字新釜及び字材木の区域村、字八森、字材木川目、大間町大字奥戸字材木うち乙の地区

5

4

漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 青森県告示第二百六十二

舘漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、 同条第十項の規定により告示する。

第六条第五項の規定により、

平成二十五年三月二十九日

青森県知 事 Ξ 村 由 吾

「(平舘地区) (平舘地区) (平名地区) (平名地区 水 域 により囲まれた区域内の地域水域の欄に規定する線及び水際線(平舘地区) 陸

域

により囲まれた区域内の地水域の欄に規定する線及び(石崎地区)

域水際線

森県告示第1	
百六十三号	

青

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

ウ点

イ点

カ点

オ 点 工点

東経一四〇度三七分二秒八五一一東経一四〇度三七分二秒四九九八三二東経一四〇度三七分二九秒五一九二東経一四〇度三七分二九秒五一九二東経一四〇度三七分二九秒五一九二東経一四〇度三七分一七秒四四六六二十22000度三七分一九秒四九九八三二十22000度三七分一九秒四九九八三二十22000度三七分二秒四二九八三二十22000度三七分二秒四二九八三二十22000度三七分二秒四二九八三二十22000度三七分二秒四二九八三二十22000度三七分二秒四二九八二十22000度三七分二秒八九八六

	5	4	4	3	3	2	2	,	1	番図号面
ļ	른	ļ	₽.	ļ	른		Ē	[	Ē	種道 路
ĭ	道	ŭ	道	ì	道	ŭ	道	ĭ	道	類の
線	胡桃	線	胡 桃	木線	五		- - - -	-	_ )	路
	桃舘鶴		桃館鶴田		川 原 岩	ブ モ	l ≓	- 된	<u>-</u> 를	線名
北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉三四○	軽郡鶴田町大字鶴田字大泉六四	軽郡鶴田町大字胡桃舘字北田三の一	北津軽郡鶴田町大字	軽郡板柳町大字五幾形字飯田七六ま	北津軽郡板柳町大字大俵字富永六九の	軽郡板柳町大字板柳字土井一九三の一	郡板柳町大字板柳字土井一九八	所川原市大字福山字広富二四〇の一	原市大字福山字広富一一四	で変更の区間
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	前変 後更 別の
ーー・三〇メートルまで 五・八〇メートルから	一〇・八〇メートルまで五・二〇メートルから	二〇・六〇メートルまでハ・九〇メートルから	一二・九〇メートルまで	二一・四〇メートルまで九・五〇メートルから	一六・三〇メートルまで	一八・三〇メートルまで	一・四〇メートルまで	一六・〇〇メートルまで	一六・〇〇メートルまで	敷地の幅員
六五・四〇メートル	六五・四〇メートル	三八・一〇メートル	三八・一〇メートル	六〇・〇〇メートル	六〇・〇〇メートル	五〇・一〇メートル	五〇・一〇メートル	二三・三〇メートル	二三・三〇メートル	敷地の延長
										備考

	Ξ 寸 ∃	備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年四月二十八日まで青森県県土整	道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。         道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり	青林県告示第二百六十四号
線道胡桃舘鶴田	木線五所川原岩	国道三三九号	国道一〇一号	路線名
北津軽郡鶴田町大字胡桃舘字北田三の一まで北津軽郡鶴田町大字胡桃舘字北田一の一から	北津軽郡板柳町大字五幾形字飯田七六まで北津軽郡板柳町大字大俵字富永六九の三から	で北津軽郡板柳町大字板柳字土井一九三の一まい津軽郡板柳町大字板柳字土井一九八の二か北津軽郡板柳町大字板柳字土井	五所川原市大字福山字広富二四〇の一まで五所川原市大字福山字広富一一四の三から	供用開始の区間
"	"	"	平成室・三元	の供 期開 日始

部線 県道屛風山内真	線道持子沢鶴田	線算胡桃舘鶴田
で 五所川原市金木町喜良市千苅一二五の一一ま五所川原市金木町玉水二四三の一から	まで北津軽郡板柳町大字柏木字片田野三五三の一北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字村井一〇六から	北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉三四〇まで北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉六四の一から
"	11	II

青森県告示第二百六十五号

公示する。 項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条の二第二項の規定に 同法第百十二条第一

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

	正男	吉野		- U.		村村	子天	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	トラスター ファイン ディスティ アイ・ディー アイ・ディー アイ・ディー アイ・ディー アイ・ディー アイ・ディー アイ・ディー・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・	村	下北君東通村大字房学字天祥村三十の
	昭也	川端		-	<u>-</u> ไ	F .	<u>-</u>	1	2	†	
		;		=	<u>ල</u>	万 三	子尻	尻 労	大字	村	下北郡東通村大字尻労字尻労三〇の三
	正喜	向 井	_		0.	J	子厅	<b>牙</b>	オ字	村	下圳君東通村大字房学字房学儿の二
1047					-	, ,	1 1	1	2	# 	ł. I
加入区の名称		名	氏	び	及	所	住	人の	人	起	発

公

告

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

( 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

により次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

申請のあった年月日

平成二十五年三月十五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

\_

特定非営利活動法人杉菜の会

代表者の氏名

Ξ

敬子

主たる事務所の所在地

兀

弘前市大字松原東三丁目三の一八

五 定款に記載された目的 この法人は、障害者の社会的自立を図るための事業及び自然栽培農法推進事業を

行うことによって、地域社会福祉の向上や自然・環境保護に寄与することを目的と

する。

青森県地域防災計画修正の要旨

よりその要旨を公表する。 青森県地域防災計画 (以下 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 第四十条第一項の規定により 「計画」という。) を修正したので、同条第四項の規定に

平成二十五年三月二十九日

青森県防災会議会長

青森県知事 Ξ 村 申

吾

計画修正の趣旨

策指針の改定等に対応し、所要事項について修正を行ったものである。 福島第一原子力発電所事故を踏まえた、国の防災基本計画の修正及び原子力災害対 必要に応じ修正を行ってきたところであるが、一昨年に発生した東京電力株式会社 青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、

計画修正の年月日

平成二十五年二月二十五日

## (10)

## Ξ

計画修正の主な内容

## 原子力編

## 章

## 総則

第六節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

ととした。 中心に概ね半径五キロメートル)及び緊急時防護措置を準備する区域 係する市町村としてむつ市、横浜町、六ケ所村、東通村に野辺地町を加えるこ 発電所を中心に概ね半径三十キロメートル)の概念を導入し区域を拡大し、関 原子力発電所について、予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:発電所を (UPZ:

第七節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準

ることとした。 原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置 (屋内退避等) を原則実施す に応じて予防的な防護措置を準備し、実施することとした。UPZにおいては、 PAZにおいては、放射性物質放出前の段階から、原子力施設の状態の区分

緊急時モニタリングによる測定結果に基づき防護措置の実施を判断する基準で ることとした。 ある運用上の介入レベル (OIL) と照らし合わせ、必要な防護措置を実施す 放射性物質が環境へ放出された場合には、 UPZ内及びUPZ外においては、

青

## 第二章 原子力災害事前対策

第六節 情報の収集・連絡体制等の整備

衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ることと 県は、国と連携し、 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・

のある堅固な場所への設置等を図ることとした。 た場合に備え、 県は、所在市町村、 非常用電源設備を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性 関係周辺市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電し

# 緊急事態応急体制の整備

のある事故・故障等) 発生の通報を受けた場合に、原子力事業者からの情報収 県は、警戒事象 (原子力災害対策特別措置法に定める特定事象に至る可能性

集等のために必要な体制を整備することとした。

- した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくこととした。 国 所在市町村、 関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化
- 防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、 人材及び防災資機材の確保等において関係機関と相互の連携を図ることとした。 県は、地震、 津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、

## 第八節 避難収容活動体制の整備

- 町村の境界を越えた広域の避難計画の作成が必要な場合は、県が中心となって 市町村間の調整を図ることとした。 市町村は、 迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成すること、市
- 一 県は、市町村に対し、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、 関係者との共有に努めるよう助言することとした。
- 三 県は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情 用・強化を図ることとした。 報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所 在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運

# 第十一節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

一 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及 び受入れ体制の整備・維持を行うこととした。 布を含め、平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくこととした。 県は、原子力災害対策指針に基づき、安定ヨウ素剤の住民等に対する事前配

# 第十三節 行政機関の業務継続計画の策定

まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、 ため、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含 県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続の 業務継続性の確保を図ることとした。 業務継続計画の策定等

## 第三章 緊急事態応急対策

第 節 情報の収集・連絡、 緊急連絡体制及び通信の確保

力防災ネットワーク等を活用し、情報収集・連絡を行うこととした。 合は、別途整備されている衛星通信回線、県防災情報ネットワーク、 県及び関係機関は、 地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場 統合原子

## 第三節 活動体制の確立

青 県 報 森 第3672号 師の確保等その他の必要な措置を講じることとした。 の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることとした。 あらかじめ定めている受入先市町村との調整を行い、他の都道府県の市町村へ 素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤 県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師 県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素

第十二節(行政機関の業務継続に係る措置 に対し、受入れ協力を要請することとした。 会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整することと 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、 県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規 大規模小売店舗の変更の届出 同条第三項において準用する同法第五条第三

施することとした。

て

退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実

災害応急対策をはじめとし

平成二十五年三月二十九日

項の規定により次のとおり公告する。

青森県知事 Ξ 村 申

吾

に警戒体制を取ることとし、特定事象発生の通報があった段階から災害対策本 原子力事故に迅速に対応するため、警戒事象発生の通報があった場合 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) メガ弘前城東北店

弘前市大字城東北四丁目四の一〇

部を設置し対応することとした。

県は、

県は、

緊急避難完了後、

国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、

=

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

環境モニタリングの総合

代表取締役 青森市新町二丁目五の八 秦勝重

第四節

屋内退避、

避難収容等の防護活動

市町村は、

的な推進、

避難区域等の設定・見直し、健康管理調査等の推進、

「汚染廃棄物の処理や除染等を推進することとした。

必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、

区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が

Ξ 変更しようとする事項

	设舗小大 Dの売規 己施店模	の店舗面積の	X		
及設の廃 びの保棄 容位管物 量置施等	積置施荷 及設さ びのば 面位き	収位駐 容置輪 台及場 数びの	収位駐 容置車 台及びの	画積の合計 の合計	分
のとおり) 置は、届出書: 二六立方メー -	四とおり) 四七平方メー -	書添台(2	書添付図(:	ルー、七一	変
) 出書添付 がメートル	) 出書添付 がメートル	(位置は、I	面位 の置 とは、 お	四平方メー	更
図(面位	図( 面位	))届出	))届	۲ آ	前
のとおり) 置は、届出書! 	のとおり) 	書三六台 (図	書四七台 (	ルー、	变
つ) 出書添付 パメートル	う) 出書添付 がメートル	【面のとお お	団面のとお、	三七六平方メー	更
図(面位	図(面位	り届出	り届	\(\begin{align*}	後
				<b>亖平</b> 一元 元	年変 月 日更

兀 届出年月日

平成二十五年三月十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場 所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2

期間

平成二十五年三月二十九日から同年七月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 提出期限 意見書を提出することができる。

平成二十五年七月二十九日

2

提出先

青森県商工労働部商工政策課

記載事項

3

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

青森県議会訓令第一号

会

議

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県議会議長 西

谷

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会事務局処務規程 (昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号) の一部を次

第三条の調査課の項の第五号中「政務調査費」 を「政務活動費」に改める。

附 則 のように改正する。

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

毎週月・水・金曜日発行

議会事務局職員一般

洌

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭